

北海道告示第10668号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年4月26日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2809号	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 9.0 りん酸全量 4.0	該当なし	矢田水産加工有限公司	岩内郡岩内町字清住205番地	令和11年5月25日